

保育士修学資金手続等について

保育士修学資金決定者は別紙記載方法をよく読んで書類を作成し、提出してください。

(配布書類)

●クリアファイルに入っているもの

- 1、保育士修学資金等貸付決定通知書【重要】卒業時に決定通知書の記載の確認が必要になります。貸付番号は卒業後も必要な重要な番号です。紛失しないように!!
- 2、長野県保育士修学資金貸付事業等と高等教育の修学支援制度の併用について
- 3、長野県保育士修学資金貸付事業の「保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届」(様式 10 号) 及び「誓約書」(様式第 11 号) の記載方法について

4、保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届 (様式 10 号)

5、誓約書 (様式第 11 号)



4、5 の書類を提出していただきます。連帯保証人 2 名必要です。1 名は申請時に記載した保護者（この方の所得証明は提出済み。印鑑証明のみ必要）の方です。もう 1 名を選んでいただき、印鑑証明と所得証明書を添付して提出していただくことになります。4 及び 5 に使用する印鑑はお子さん分を除いてすべて実印（印鑑証明と同じ印）になります。

●説明会当日学校から配布するもの

- 4-1、保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届記入方法
- 5-1、誓約書記入方法

(提出書類)

上記、4 及び 5 (記入捺印の上、提出)

4 の添付書類ー連帯保証人 2 名の印鑑証明・連帯保証人の所得証明書

連帯保証人のうちの 1 名は申請時に提出している方（保護者）となります。この方の所得証明書は申請時に提出済みのため不要です。もう 1 名の連帯保証人の分を提出していただきます。ただし、印鑑証明書は連帯保証人 2 名分とも必要です。

※もう 1 名の連帯保証人の方の「所得証明書」は封をして提出していただいても結構です。

(締切日)

6 月 6 日(月) 信州豊南短期大学 事務局必着

※締切日は厳守願います。

(送付先・連絡先)

〒399-0498 長野県上伊那郡辰野町中山 72

信州豊南短期大学 保育士修学資金係 TEL 0266-41-4411

(学生による持参、郵送どちらでも結構です)

4-1、保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届記入方法 【注意】必ず別紙記載方法について充分にお読みください。

(様式第 10 号)

日付は記入した日をお書きください。
例 令和 4 年 6 月 5 日 保育

保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

押印をわすれないこと。この印鑑のみ実印不要。シャチハタ使用不可

貸付番号 決定通知書に記載の番号 例 H S 4-000

住所 〒 学生の住所、氏名を記入

氏名 (電話 ())

令和 4 年 5 月 27 日

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった修学資金等について、下記のとおり届出します。

記
修学資金貸付決定者本人 (お子さん名義) 名義の口座名。ない場合は至急口座を開設してください。

振込口座	金融機関支店名				
	預金区分	1 普通預金 口座番号 ()			
	口座番号	2 その他 口座種別 () 口座番号 ()			
	フリガナ名義人氏名	印鑑は実印 (印鑑証明と同じもの) で押印願います。			
連帯保証人	本人との関係	フリガナ氏名	住所	勤務先	捺印
	1 名は保護者 (親権者) の方をお書きください。		〒	名称 住所	
			電話	電話	
			〒	名称 住所	
		電話	電話		

(注) 1 被貸付者が未成年である場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人とし、もう 1 名は独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者 (市町村の住民税が課税されている者) とすること。

2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付資料)

- 連帯保証人の印鑑証明書 印鑑証明はここに記載した 2 人分必要です。
- 連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類 (市町村が発行する所得・課税証明書等) ただし、事前に提出した者は除く。

保護者の方の所得証明書は申込時に提出済みとなっていますので不要ですが、もう一人の方の所得証明が必要になります。お早目にご連絡いただき、対応をお願いします。

※もう一方の連帯保証人の所得証明は親類等の方であっても見られることはあまり良いものではありませんので、封をしていただいて提出していただいてもかまいません。学校で開封し県のほうへ提出させていただきます。

5-1、誓約書記入方法

(様式第 11 号)

保育

誓 約 書

記入した日をお書きください。

例 令和 4 年 6 月 5 日

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

学生の貸付番号（決定通知に記載）、住所（帰省先住所で結構です）、氏名、印鑑（認印で結構です。シャチハタ不可）を記入押印してください。

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名

印

連帯保証人

住所 〒

氏名

印

連帯保証人は様式第 10 号の書類記載の方と同じ方とし、印鑑は実印（印鑑証明と同じ印）を使用願います

連帯保証人

住所 〒

氏名

印

私は、修学資金等の貸付を受けるにつきましては、長野県保育士修学資金貸付等規程を遵守し、貸付を受けた後は、直ちに県内において業務に従事することを誓います。

なお、規程第 24 条により修学資金等の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた修学資金等を確実に返還します。

（注）連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

長野県保育士修学資金貸付等事業の「保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届」（様式第10号）及び「誓約書」（様式第11号）の記載方法について

* 保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届（様式第10号）

1 預金区分について

普通預金、当座預金及び貯蓄預金とします。

※ゆうちょ銀行の場合も必ず支店名を記入してください。

2 名義人氏名について

貸付決定者本人名義の口座とします。ご両親の口座等は振込ができませんのでご注意ください。

3 連帯保証人について

(1) 2名の方をお願いします。

(2) 貸付決定者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（親権者、未成年後見人等）としてください。

(3) 法定代理人以外の連帯保証人は、独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者（市町村の住民税が課税されている者）としてください。なお、同一世帯であっても、別の生計であれば連帯保証人としても結構です。

ただし、学生と連帯して債務を負担していただきます。

(4) 押印していただく印鑑は、添付していただきます印鑑登録証明書の印鑑（実印）とします。

(5) 連帯保証人は、相応の資力を有することを証明する書類（市町村が発行する所得証明等）を添付してください。ただし、「保育士修学資金貸付申請書」に添付した方は提出不要です。

(6) 印鑑登録証明書を提出してください。

* 誓約書（様式第11号）

1 連帯保証人について

「様式第10号」に記載した連帯保証人の方に記載していただき、同じように印鑑登録証明書の印鑑（実印）の押印をお願いいたします。

貸付番号は、今後各種様式の記入に必要となってくるので、忘れないようにしてください。

（学校卒業後も提出していただく書類があります）

保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

貸付番号

住 所 〒

氏 名



(電話 ())

年 月 日付をもって貸付決定通知のあった修学資金等について、下記のとおり届出します。

記

振込口座	金融機関支店名				
	預金区分	1 普通預金 口座番号 ()			
	口座番号	2 その他 口座種別 () 口座番号 ()			
	フリガナ 名義人氏名				
連帯保証人	本人との 関係	フリガナ 氏 名	住 所	勤務先	捺印
			〒	名称 住所	
			電話	電話	
			〒	名称 住所	
			電話	電話	

(注) 1 被貸付者が未成年である場合は、連帯保証人のうち 1 名は法定代理人とし、もう 1 名は独立の生計を営み相応の資力を有する身元の確実な成年者（市町村の住民税が課税されている者）とすること。

2 連帯保証人は、被貸付者と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

(添付資料)

- ・ 連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 連帯保証人が相応の資力を有することを証明する書類（市町村が発行する所得・課税証明書等）ただし、事前に提出した者は除く。

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 様

申請者

貸付番号

住所 〒

氏名

㊞

連帯保証人

住所 〒

氏名

㊞

連帯保証人

住所 〒

氏名

㊞

私は、修学資金等の貸付を受けるにつきましては、長野県保育士修学資金貸付等規程を遵守し、貸付を受けた後は、直ちに県内において業務に従事することを誓います。

なお、規程第 24 条により修学資金等の返還の債務が生じたときは、返還期限までに貸付を受けた修学資金等を確実に返還します。

(注) 連帯保証人は印鑑証明書と同一の印を捺印すること。

長野県保育士修学資金貸付等事業と高等教育の修学支援新制度の併用について

1 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、保育士修学資金貸付事業の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、

(1) 授業料について

授業料の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の「貸付月額（自宅 20,000 円／自宅外 30,000 円）」を上限に貸付可能

(2) 入学金について

入学金の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の貸付における加算額の「入学準備金 100,000 円（初回貸付に限る）」を上限に貸付可能

2 高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な用途を問わず措置されるものであるため、給付型奨学金の支援対象となる学生については、保育士修学資金の貸付における加算「生活費加算」は、給付型奨学金と支援内容が重複することから、併用不可とする。

【参考】

	保育士修学資金貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）
給付型奨学金		

	保育士修学資金等貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	就職準備金	生活費加算
授業料等減免		
給付型奨学金	○（併用可）	×（併用不可）

※ 高等教育の修学支援新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金の支援を支援内容としている。

※ 学生又は保護者が「給付型奨学金」と「保育士修学資金等貸付事業の生活費加算」のどちらかを選択することは差し支えない。ただし、授業料減免及び給付型奨学金の支給要件が同じことであることから、高等教育の修学支援新制度がどちらか一方でなく、併せて支援を受けることを想定している点に十分留意すること。